

地震・原発・天・鯰
—責任とアニミズム的思考—

Earthquake, Nuclear Power Plant, Heaven and Catfish:
Responsibility and Animistic Thinking

太田 明

OOTA, Akira

地震・原発

2011年3月11日に発生した東日本大震災と福島第一原発事故（以下、「震災」および「原発事故」と略記する）については当初からさまざまな捉え方があった。いわく社会災、いわく文明災。これは、震災と原発事故を、〈未曾有〉の出来事（地震と津波）によって引き起こされた〈想定外〉の事故や災害で片付けずに、むしろ近代社会の在り方や近代文明のあり方に主たる原因や理由を見ようというものである。

松本三和夫氏は、今回の原発事故以前に既に「構造災」という科学社会学的概念を提出し、現代における災害のあり方を特徴づけようしてきた。「構造災とは科学と技術と社会をつなぐさまざまなチャンネルの制度設計のあり方や、そこに登場する複数の主体がおりなす仕組みの機能不全に由来する失敗である」⁽¹⁾。ある種の災害は科学や技術と社会とのインターフェースにおいて発生する。だから科学や技術だけの完全性を目指しても、社会が倫理だけによって規制しようとしても構造的な機能不全が見落とされたままでは、この種の災害の発生は防げないというのである。これに照らしてみれば、福島原発事故はまさに構造災と見なされよう。もう一つの指摘は、原発に不可避的に付随する高レベル放射性廃棄

物の処理問題は将来世代に対する現在世代の責任であるが、実際には負うことのできない無限責任だということである。この無限責任を有限責任に変え、さらに現在における社会的責任へと配分していかねばならないとの方向性が示唆される。

野家啓一氏は、ハンス・ヨナスの議論やアメリカ・インディアンのイロコイ族の伝承を引きながら、未来世代への責任という論点を提出する。イロコイ族には、何らかの重大な決定は二百年後の子孫のことを考えて行うべきだとの伝承があった。また、環境倫理学の哲学的古典とも言うべき『責任という原理』で、ヨナスは「人類は存続せよ」を第一命法として、未来において人間が存続するためには現在世代が片務的に責任を負わねばならないと主張した⁽²⁾。ヨナスの主張は、近代社会では対等な人間同士の双務的な権利＝義務関係が主になっているが、未来世代との間ではこの関係がそもそも成り立ちえないという洞察に基づいている。現在における決定は未来に対して重大な帰結をもたらすのだから、その決定の責任は現在世代が未来世代に対して一方的に負うべきものなのである。

私自身はこの数年、責任概念の由来と展開を研究テーマとしているが⁽³⁾、それはヨナスの議論をより深く理解するために始めたものである。その点で、

野家氏の議論には大いに共感できる。また、松本氏の無限責任の有限化という議論も示唆的である。だが、松本氏と野家氏は「責任」という言葉を用いながら、重要な点で異なっているように思われる。簡潔に言えば、すでに生じた結果に対する対応としての責任と、そうした結果を回避すべく行う配慮としての責任との違いである。あるいは、回顧的責任と展望的責任である⁽⁴⁾。こうした点を含めて、責任概念について、その前提や背景を視野に入れた分析が必要になるのではなかろうか。

通常、われわれは災害や事故が発生すると、その原因や理由を問い、それを引き起こした張本人を見つけ、その当人に釈明させ、何としても報いを受けさせたいと考える。しかもそれは法によって制度化されている。今日において「責任」はこれらすべてを包括する用語となっている⁽⁵⁾。ここに見られるのは、因果関係を応報に結びつけ、それを責任とする思考である⁽⁶⁾。だが、責任を追及する思考は必ずしも現代に限られない。むしろ、太古の人間の思考、あるいはアニミズム的思考にも共通するのではなかろうか。

天

そのような想念を引き出したのは、震災直後になされた石原慎太郎東京都知事（当時）の「天罰」発言である。石原氏は震災と原発事故への国民の対応について報道陣に尋ねられ、「日本人のアイデンティティーは我欲。この津波をうまく利用して我欲を一度洗い落とす必要がある。やっぱり天罰だと思う」と述べた。続けて「アメリカのアイデンティティーは自由、フランスは自由と博愛と平等。日本はそんなものはない。我欲だよ。物欲、金銭欲」、「我欲に縛られて政治もポピュリズムでやっている。そ

れを（津波で）一気に押し流す必要がある。積年溜まった日本人の垢を」と述べ、その一方で「被災者の方々はかわいそうだよ」⁽⁷⁾と付け加えた。この発言はすぐに批判にさらされ、翌日には撤回と釈明を余儀なくされる。「日本人全体が墮落し、我欲が横行して政治も引きずられている状況に対する戒めの意味で言った」のであって、「福島県民は天罰を受けるような罪」は「ありません」、「日本人全体の責任だと思います」⁽⁸⁾。

石原氏も震災や原発事故が本当に天罰だと考えているわけではなかろう。むしろ、震災や原発事故を口実にした氏一流の政治的発言とみるべきである。しかし、原発事故は「日本人全体の責任」であるという件は、日本人全体が一律に同等の責任があるわけではないとの留保は必要だとしても、見過しにできない部分がある。それは、震災や原発事故を人間の悪行に対して下された天罰、応報にして戒めであって、その責任は人間に帰せられるとする思考である。

鯀

地震を引き起こす張本人は鯀であるという俗説がある。安政2（1855）年10月2日、江戸をおそった安政の大地震は今日ではM6.9であったと推定されている。これによって江戸では火災が十時間以上続き、震災の死者一万人を数えたと言われるが、この大地震の直後に「鯀絵」と呼ばれる錦絵が広まった⁽⁹⁾。

鯀絵については1995年の阪神・淡路大震災の際にも言及された。鯀絵は、地震を起こした張本人を鯀とし、その鯀を鹿島大明神が懲らしめ、鯀が謝るとするのが基本形であるが、しかし、当時の世相を反映して、さまざまなバリエーションがあり、また

その意味は多分に解釈の余地を残している。たとえば、鯨絵には、幕末の世相を反映する図柄があり、大地震を天譴とみて、これを「世直し」と呼んでいるものがある。天譴は天の戒めであり、大江戸の異常な繁盛振りに対して下されたものと見られている。大地震を世直しと感じたのは、大天災により、これまでの世界が逆転され、新しい世の中が出現するかもしれないという期待に基づいている。そしてそれを惹き起こしたのが、地底に逼塞していた大鯨であった。先の石原発言に通じるところである。しかし、鯨絵の主流は、やはり地震鯨=悪という観念であり、それゆえに地震制圧の神としての鹿島大明神を筆頭とする神々や民衆による地震の制圧・鯨退治を描いたものがいち早く大量に出回った。すなわち、地震という災害を引き起こした張本人として鯨を特定して、それを制圧し、謝罪をさせ、責任を負わせるという形式である。

ここに鯨を引っ張り出してまで私が言いたいのはこういうことである。災害が起きたとき、われわれは、それが引き起こされた原因や理由を知りたがる。単にそれを知りたいだけではない。誰れか張本人がそれを惹き起こしたのであり、その張本人を明らかにし、謝罪させて、責めを負わせようとする。このことは時代を超えた人間のあり方のように思われるのである。

とはいえ、その理由づけは一通りではない。安政の大地震ならば、地震の張本人は鯨である。だからその張本人は謝らされ、退治されることになる。だが、なぜ鯨が地震を引き起こしたのかといえば、根本には人々の悪行という理由があり、彼らに対する戒めが目的なのである。

だが、現在では、地震に張本人はいない。地震の原因は地球の地殻変動という自然現象に求められる。

だから地球に責めを負わせても無意味である。それはわかってはいるが、地震によって惹き起こされた災害を経験してみれば、何となく釈然としない。さらに原発事故に目を向ければ、地震そのものをその原因とはみなしにくい。単純に人間による操作ミスに原因を求めることもできないだろう。では、原因は必要な措置を怠ってきた政府や電力会社にあるのだろうか。それともそれを容認してきた国民にあるのだろうか。科学技術と社会のインターフェースの不整合であろうか。あるいはそうしたものに依存する現代文明そのものであろうか。なるほど原因は構造的に複合しているのだろう。しかし、そうであれば、あれだけの被害や苦痛を人々にもたらしながら、どこにも誰にも責めを負わせられない。しかし、どこかに張本人はいるはずであり、張本人は責任を負わねばならないはずなのだ。地震と原発事故に対するわれわれの対応においては、原因追及と責任追及とは十分にかみ合っていないのである。

責任とアニミズム的思考

この不整合に関して興味深い示唆を与えてくれるのは、20世紀の法哲学者ハンス・ケルゼンによる人間の範疇的思考に関する研究⁽¹⁰⁾である。近代人を自認するわれわれは、自然現象を原因と結果の連鎖として因果律という因果的範疇によって捉え、人間の行為を行いと報いとして応報律という規範的範疇によって捉えている。それに対して、未開人は森羅万象を応報という規範的範疇で捉え、星晨も山川草木も賞罰や報恩あるいは加害と復讐という応報律にしたがって動いていると考える。こうした世界観には、現象の背後にはそれを動かす人格（アニマ）が存在するというアニミズム的思考が付随している。世界は死者の靈魂や精霊に満ちた人格的世界である。

山には山の神がおり、人が山に入って十分な御礼をしなければ、山の神の怒りに触れて、落石に打たれる。山の神の怒りという意味は落石という機関によって実現される。世直しのために地震を起こす鯨、地震の責めを負わされる鯨もまたこのアニマである。

ケルゼンによれば、諸宗教における靈魂不滅や天国＝地獄思想、一神教的な終末論もこうした応報律の要請が作り出したものである。近代人はこうした規範的範疇だけによる世界理解を脱出し、人間には規範的範疇を、自然には因果的範疇を適用して世界を理解している。だが、これは過渡的なものにすぎない。規範的範疇による世界理解は最終的には因果的範疇による世界理解によって克服される。未来人は因果律によって森羅万象を理解するようになる。

規範的思考の核心にあるのは帰責（責任帰属）である。つまり、人間の行為やそれに関わる事柄を評価し、それに賞罰を加えることである。ところがアニミズム的思考の特徴は、帰責の地点に人格を呼び出すことにある。つまり、責任は誰かに帰属されるのである。ところが、それによって本来は観念的な帰属点であるはずの人格が現実の人間と混同される。これは比喻と現実との混同に他ならない。だが、この混同を純化してゆけば、規範的範疇による世界理解は最終的には因果的範疇によって克服されるはずである——これが範疇的思考の観点からするケルゼンの人類史への見通しであった。

ケルゼンの見方からすれば、因果的思考は規範的思考を克服するが、同時にそれは前者が後者に由来するということを意味する。先に触れた、原因追及的な方向と責任追及的な方向との不整合は、因果的思考と規範的思考が分離されずに、われわれにおいてまだ重なり合っていることに由来すると解釈できよう。われわれの思考には多分にアニミズム的思考

が含まれているのである。

佐藤節子氏は「近代の人間観からアニミズム的思考へ」と題された報告で次のようなことを述べておられる⁽¹¹⁾。現在のわれわれは、人間が自然界を超出して、他の生き物とは異なる位置にあるものと自認している。それゆえに、人間は自然界に存在するすべてのものを自分に役立つように利用する資格と使命を持つものと考えている。こうした思考形式は人間が神の被造物であるとの教えに起源を有するとしても、一神教の神が去った後でもこの形式は維持されている。しかし、これは近代的思考というフィクションに過ぎず、いわば共同主観に過ぎない。人間にはこのような属性は内属していない。しかし、この共同主観を客観と確信することで、そのような属性が内属するものとわれわれは錯認しているのである。この主張は佐藤氏が展開されてきた権利や義務に関する法哲学説と軌を一にするものであろう。しかし報告ではさらに進んで、これを人間中心主義・人間の奢りと捉え、そうした観念からの脱却を主張される。近代的思考のもとを一神教に求めるとしても、一神教以前には多種多様な神々を崇拝する宗教があったことが旧約聖書にすでに記されている。こうした一神教以前の世界における人間の見方へと脱却してゆく必要がある。佐藤氏が結論的に強調するのは、すべての生き物は生命の基本であるDNAを同じくしているという事実であり、新たな文明はすべてここを起点として考えられるべきだということである。そしてこれこそが「アニミズム的思考」である。もちろん、近代的な人間の観念から「アニミズム的思考」への変更には膨大な時間がかかるだろうが、それなくしては人間の存続は覚束ないのである。

私はこの佐藤氏の議論を、今回の震災を目の当た

りにして、地球上の生物のなかで他の生物から超出した特殊地位にあるという自己認識を改め、その原因を短い過去に遡るのではなく、近代的思考の根源にまで遡る射程を有した考察が必要であるとする提言であると理解する。この提言そのものは私もまた十分に首肯できる。しかし、疑問が残るのは、近代の人間観と科学的思考とは不可分ではないかという点である。この点の考察を抜きにして、「アニミズム的思考」への変更を言うことは誤解を生むことになりはしないだろうか。たとえば、すべての生物がDNAを同じくしているという事実は自然科学がもたらした成果であり、ここに働いているのは「アニミズム的思考」ではなく近代的な因果的思考である。

「すべての生き物は生命の基本であるDNAを同じくしているという事実」を起点とする考え方は万物が人格であるという世界観の復活ではなく、人間が根本的に万物と同じ自然の一部だという世界観・人間観である。むしろ「逆向きのアニミズム的思考」というべきであろう。佐藤氏の提言の眼目がこの「逆向きのアニミズム的思考」であるとすれば、それを「アニミズム的思考」と言うのはミス・リーディングではないだろうか。

他方、すでに述べたように、自然を超出したと自認するわれわれも責任という点ではまだ十分に「アニミズム的思考」のもとにあるのである。

注

- (1) 松本三和夫『構造災』岩波新書、2012、4頁。
- (2) ハンス・ヨナス『責任という原理—科学技術文明のための倫理学の試み』加藤尚武監訳、東信堂、2001。
- (3) 太田明「責任概念の由来と展開（1）」『Humanitas』No. 2、2011。

(4) もちろん、これ以外の区分も可能である。むしろ、責任概念自体の要素や構造が問題である。

(5) “responsibility”, “responsabilite”, “Verantwortung”が西欧哲学・倫理学の用語として使用されることが確認されるのは19世紀後半、1860年頃と言われている。これについては、今道友信『エコエティカ』（講談社学術文庫、1990）参照。

(6) ヨナスの主張の眼目は、こうした意味での因果的責任とは異なる、「なされるべきことに関する責任」の概念を根拠づけることである。だが、両者が概念的にどのように関連するかは検討を要する。

(7) 2011年3月14日、朝日新聞インターネット版。

(8) 2011年3月15日、朝日新聞インターネット版。

(9) コルネリウス・アウエハント『鯨絵』せりか書房、1974。

(10) ハンス・ケルゼン『ハンス・ケルゼン著作集〈5〉ギリシャ思想集』（長尾龍一監訳、慈学社出版、2009）、『ハンス・ケルゼン著作集〈6〉神話と宗教』（長尾龍一監訳、慈学社出版、2011）、および監訳者の解説を参照。

(11) 小論は、もともと総合人間学会第7回研究大会シンポジウムにおける佐藤節子氏の報告「近代の人間観からアニミズム的思考へ」に対するコメントとして用意されたものである。以下で言及する佐藤氏の報告内容については研究大会予稿集およびシンポジウム当日の私のメモに基づいている。

[附記] 小論は、平成24年度科学研究費補助金基盤研究(C)「グローバルかつ長期的な未来世代への責任を志向する教育学の基礎的研究」（課題番号23531025）による研究成果の一部である。

太田 明（玉川大学／教育学）